

平成二十七年七月三十一日受領
答弁第三四八号

内閣衆質一八九第三四八号

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法

案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年七月二十一日内閣衆質一八九第三二六号）一についてでお答えしたとおりである。